



熊本県公報

第12363号

平成26年10月28日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の区域変更	(道路保全課)	2
○道路の区域変更	(〃)	2
○鳥獣保護区の期間更新	(自然保護課)	3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	3
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	4
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	5
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	5
○鳥獣保護区の期間更新	(〃)	5
○鳥獣保護区の指定の変更	(〃)	5
○特例休猟区の指定	(〃)	6
○特例休猟区の指定	(〃)	6
○特例休猟区の指定	(〃)	6
○特例猟具使用禁止区域の指定	(〃)	6
○特例猟具使用禁止区域の指定	(〃)	7
○道路の供用開始	(道路保全課)	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障害者支援課)	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(〃)	7
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	8
○保安林の指定に関する予定	(〃)	8
○保安林の指定に関する予定	(〃)	8
○保安林の指定に関する予定	(〃)	9
○保安林の指定に関する予定	(〃)	9
○保安林の指定に関する予定	(〃)	10
○保安林の指定に関する予定	(〃)	10
○保安林の指定に関する予定	(〃)	10
○保安林の指定に関する予定	(〃)	10
○保安林の指定に関する予定	(〃)	11
○保安林の指定に関する予定	(〃)	11
○保安林の指定に関する予定	(〃)	11
○保安林の指定に関する予定	(〃)	12
○保安林の指定に関する予定	(〃)	12
○保安林の指定に関する予定	(〃)	12
○道路の区域変更	(道路保全課)	13
○道路の供用開始	(〃)	13
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	13
○平成26年度定期種畜検査の成績	(畜産課)	13
公 告		
○大規模小売店舗立地法に基づく承継届出	(商工振興金融課)	16
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(〃)	17
○第43回採石業務管理者試験の合格者	(産業支援課)	18
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	18
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(〃)	18
○土地改良事業計画	(農村計画課)	18
○一般競争入札(特定調達契約)落札者決定公告	(管理調達課)	18
○一般競争入札(特定調達契約)落札者決定公告	(〃)	19
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農地・農業振興課)	19
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	(管理調達課)	20
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	(〃)	20
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	(〃)	20
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	(〃)	21
○特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定	(〃)	21

- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (//) 22
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (//) 22
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (//) 23
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (//) 23
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (//) 23
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (//) 24
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (//) 24
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (//) 25
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (//) 25
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (//) 25
- 特定調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定 (//) 26
- 農用地利用配分計画の認可 (農地・農業振興課) 26
- 登 載 依 頼**
- 熊本県子ども・子育て会議の開催 (熊本県子ども・子育て会議) 26
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等(平成26年度導入分)の賃貸借に係る一般競争入札による落札者の決定 (警察本部情報管理課) 27
- 熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器(平成26年度導入分)の賃貸借に係る一般競争入札による落札者の決定 (//) 27
- 平成26年度第4回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催 (熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 28
- X線マイクロアナライザ装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札による落札者の決定 (警察本部科学捜査研究所) 28

告 示

熊本県告示第1019号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成26年10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	高沢一勝地線	球磨郡球磨村大字渡丙字荒谷 1108番1地先から 同所 1112番1地先まで	前	5.1 ～ 5.7	48.4	災害復旧(仮設道路の設置)
			後	5.1 ～ 5.7	48.4	
				5.1 ～ 10.7	53.8	

2 区域を変更する期日 平成26年10月28日

熊本県告示第1020号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成26年10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	越小場湯	水俣市越小場字西越		6.2		仮設道

	浦線	603番2地先から 水俣市越小場字石原 448番1地先まで	前	～	58.6	路の撤 去
				8.6		
			後	～	65.0	
				9.1		
	～	58.6				
				8.6		

2 区域を変更する期日 平成26年10月28日

熊本県告示第1021号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 宇城鳥獣保護区
- 2 区域 熊本市、宇土市及び宇城市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2,394ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、熊本市、宇土市、宇城市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第1022号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 菊鹿鳥獣保護区
- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2,223ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、山鹿市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による、適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第1023号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 菊池鳥獣保護区
- 2 区域 菊池市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 210ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、菊池市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第1024号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 高塚鳥獣保護区
- 2 区域 阿蘇市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 450ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、阿蘇市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第1025号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
 平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 氷川ダム鳥獣保護区
- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 55ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
 県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、八代市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
 また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。
 なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第1026号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 せんだん轟鳥獣保護区
- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 477ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、八代市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第1027号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 村山鳥獣保護区
- 2 区域 人吉市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 152ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、人吉市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。
なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第1028号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により鳥獣保護区の指定の変更をしたので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 老岳鳥獣保護区
- 2 区域 天草市及び上天草市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 2,880ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 鳥獣保護区の保護に関する指針
県は、生息する鳥獣の保護を図るため、職員及び鳥獣保護員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣が発見された場合は、天草市、上天草市等関係機関と連携を図り、保護活動に取り組む。
また、違法捕獲や狩猟事故を未然に防止するため、鳥獣保護区の境界が明らかになるように標識を設置して、その管理を行い、狩猟者等に対し、鳥獣保護員による巡視活動等による適切な指導を行う。

なお、鳥獣保護区周辺の農林業への被害状況の把握に努め、鳥獣被害対策については、関係者と連携して被害防止対策を推進するとともに、有害鳥獣捕獲の申請があった場合は被害状況を確認し、法に基づく適正な措置を行う。

熊本県告示第1029号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の一部を特定鳥獣（イノシシに限る。）の捕獲等をするところができる区域に指定したので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 筒ヶ岳休猟区
- 2 区域 荒尾市、玉名市及び南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,467ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成29年10月31日まで

熊本県告示第1030号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の一部を特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をするところができる区域に指定したので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 津森休猟区
- 2 区域 益城町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,440ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成29年10月31日まで

熊本県告示第1031号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により休猟区を指定し、併せて同法第14条第1項の規定により、当該休猟区の一部を特定鳥獣（イノシシ及びニホンジカに限る。）の捕獲等をするところができる区域に指定したので、同法第34条第3項（同法第14条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 笹越休猟区
- 2 区域 八代市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 1,305ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成29年10月31日まで

熊本県告示第1032号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 大間山特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 南関町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 550ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第1033号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 名称 山鹿特定猟具（銃器）使用禁止区域
- 2 区域 山鹿市（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）において区域境界線により区切られる区域に限る。図面は、熊本県庁及び各広域本部地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 面積 245ヘクタール
- 4 存続期間 平成26年11月1日から平成36年10月31日まで
- 5 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

熊本県告示第1034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字山鹿字笹蔓 1037番1地先から 同所 1037番1地先まで	122.1	単道改

- 2 供用を開始する期日 平成26年10月28日

熊本県告示第1035号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ホームヘルプひかり 八代市古閑下町1819番地	株式会社光里環境 八代市古閑下町1819番地 松本 るり子	居宅介護 重度訪問介護	平成26年10月20日

熊本県告示第1036号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人大津町社会福祉協議会指定訪問介護事業所 菊池郡大津町大字室15	社会福祉法人大津町社会福祉協議会 菊池郡大津町大字室15 1番地の1	行動援護	平成26年11月1日

1番地の1(大津町老人福祉センター内)	家入 勲		
---------------------	------	--	--

熊本県告示第1037号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町芋生字山ノ口1925番20、1925番21、1925番44
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山ノ口1925番20・1925番21・1925番44(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1038号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町芋生字鳥越3232番、3235番・3245番・3246番1・3246番3(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳥越3232番・3235番・3245番・3246番1・3246番3(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1039号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町芋生字鳥越2934番、2936番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳥越2934番・2936番2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1040号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市菊鹿町山内字扇野2084番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字扇野2084番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1041号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿央町合里字椎谷3597番13、3597番15、3598番、3607番、3608番、3612番から3614番まで、3615番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字椎谷3607番、3612番から3614番まで、3615番1、3597番13・3597番15・3598番・3608番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1042号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町四丁字高野161番、160番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高野160番・161番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1043号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町岩野字廣木3101番5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字廣木3101番5（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1044号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町四丁字山下359番から361番まで・字廣見410番（以上4筆^{かん}について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山下359番から361番まで・字廣見410番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1045号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町芋生字鳥越2964番6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鳥越2964番6（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1046号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町多久字下野1229番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下野1229番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1047号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町多久字小今村749番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小今村749番（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1048号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市鹿北町芋生字鳥越3463番3
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1049号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市菊鹿町池永字奥江2052番、2064番、菊鹿町宮原字茱萸尾628番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥江2052番・2064番・字茱萸尾628番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1050号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市菊鹿町上内田字宇曾3136番、3138番1
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宇曾3136番・3138番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1051号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市菊鹿町池永字大平2312番1、2312番2、2315番1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平2312番1・2312番2・2315番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1052号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 山鹿市菊鹿町山内字三反田890番1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字三反田890番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1053号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字岬 2511番2地先から 同所 2507番3地先まで	前	13.1 ～ 34.6	41.3	迂回路の設置
			後	13.7 ～ 39.3	35.0	

2 区域を変更する期日 平成26年10月28日

熊本県告示第1054号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字岬 2511番2地先から 同所 2503番4地先まで	94.5	広域連携交付金 (道路改築)

2 供用を開始する期日 平成26年10月28日

熊本県告示第1055号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 天草市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 本渡都市計画道路事業3・5・6号下川原茂木根線、3・6・10号今釜本渡港線
- 3 事業施行期間 平成26年10月28日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県天草市大浜町、小松原町、今釜町、今釜新町及び港町
使用の部分 熊本県天草市大浜町、小松原町、今釜町、今釜新町及び港町

熊本県告示第1056号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項に規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者	検査場所
8月1日 (金)	21243010234	1	馬	級外	夢大地グリーンバレー	阿蘇市
	11148384151 10844726401	2	肉用牛	1級	農事組合法人狩尾牧場	阿蘇市
	21143010001	1	馬	2級	園田淳二	阿蘇市
8月4日 (月)	10842186160	1	肉用牛	2級	児嶋康博	菊池郡大津町
	21243020003 21243010007	2	馬	2級	村山光弘	菊池郡大津町
8月5日 (火)	21243010235 21243010236 21243010237 21243010239 21243010241 21243010242 21243010244 21243010245 21243010246 21243010247 21201280003 21243010253 21343010004 21343010006 21343010007 21301180007 21443010002 21443010003 21443010004	19	馬	1級(2頭) 2級(17頭)	古閑清和	菊陽町
	11163332359	1	肉用牛	2級		
	21243010009	1	馬	2級	本田土寿	熊本市
	11254112778	1	肉用牛	2級	中原誠喜	熊本市
	8月7日 (木)	31343010013 31443020001 31443020002 31443020003 31443020004 31443020005 31443020006 31443020007 31443020008 31443020009 31443020010 31243010109 31243010125 31243010126 31243010139 31243010144 31243010156 31243010159 31243010164 31243010170 31243010178 31243010179 31243010180 31243010182 31243010185 31243010193 31243010202 31243010203 31243010204 31243010210 31243010217 31243010219 31243010220 31243010226 31243010227 31343010016 31343010017 31343010018 31343010020 31343010021 31343010024 31343010025 31343010026 31343010030 31343010035 31343010037 31343010039 31343010041 31343010054 31343010064 31343010073 31343010074 31343010088 31343010091	205	豚	2級	全農畜産サービス株式会社 西日本原種豚場

	31343010097 31343010099 31343010100 31343010107 31343010111 31343010115 31343010116 31343010121 31343010122 31343010123 31343010134 31343010135 31343010136 31343010137 31443020011~31443020147					
8月8日 (金)	11159822970 11240518065 11259904736	3	肉用牛	2級	株式会社杉本 本店	人吉市
	11261423973 11259972421 11345245347	3	肉用牛	2級	有限会社錦江 ファーム譲葉 牧場	球磨郡 球磨村
8月11日 (月)	11254013044 10317409688 10326708697 10348308608 10298009860 11091686739 11304819985 11343278149 11392107766 11347773008 11384290315 11306909967 11306909974 11364410481 11370212505	15	乳用牛	特級(1頭) 2級(14頭)	一般社団法人 家畜改良事業 団熊本種雄牛 センター	阿蘇郡 西原村
	11149014699 11149154814 11239950043 10255212289 11123194058 10241957880 10845008278 10841411362 10841245516 11342800167 10676505076 11299042641 11347685295 10502606809 10502607127 10502607189 11362497750 11362497811 10841107180	19	肉用牛	特級(1頭) 1級(15頭) 2級(3頭)		
	21243020004 21201230014 21443020148 21443020149 21443020150 21201280007 21443020151 21443020152 21301180004	9	馬	1級(1頭) 2級(8頭)	有限会社宮村 牧場	阿蘇郡 西原村
	21243020005	1	馬	2級	堤恭一	阿蘇郡 西原村
	10270594360 10270594384	2	肉用牛	1級	独立行政法人 家畜改良セン ター熊本牧場	玉名市
8月12日 (火)	10504605039 11183708028 11211924024 11192910511 11209813118 10203780020 10204121358 10649703171 10241320080 11184003160 11254793298 10248184609 10248190419 10841333831 11274703888 11262749737 10260393676 10844738886 11263137847 10844730477 11340955234 11342526012	54	肉用牛	1級(51頭) 2級(3頭)	熊本県農業研 究センター	合志市

	11342524223 11371138576 11371139955 11342349178 11336356632 11303061166 10270594346 11409512279 11336360233 11187364206 11393076214 11356882982 10840617123 11345763704 11339436447 11352246900 11356889509 11211928831 10248180137 10267846922 10845009022 10845023189 11298754477 10834324402 11337352114 10260074292 11409508258 11409509354 11348579401 11344499673 11356869914 11433912885					
	31343010001 31343010002 31243010004 31443040001 31443040002 31443040003	6	豚	2級		
8月18日 (月)	21243020007 21201180004	2	馬	2級	熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	阿蘇市
	10200141466 10836550489 10248183831 10844702153	4	肉用牛	2級	江藤要一	阿蘇市
	21243020008	1	馬	級外	株式会社アイランドリゾート阿蘇エルパティオ牧場	阿蘇市
	21243010233	1	馬	2級	佐藤瀬市	阿蘇郡南小国町
	11342532815	1	肉用牛	1級	赤水牧野組合	阿蘇市
8月19日 (火)	21201210014 21243010249	2	馬	2級	古閑清和	菊陽町

公 告

熊本県公告第555号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
宇土P i aショッピングセンター
宇土市北段原町73番地
- 2 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
平成26年8月29日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（承継前） 協同組合宇土市ショッピングセンター
代表理事 杉本 輝昭
宇土市北段原町73番地
（承継後） 株式会社ソニアプランナーズ
代表取締役 松島 正信
熊本市中央区大江一丁目2番21号
- 4 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積

- 4, 160平方メートル
- 5 届出年月日
平成26年10月8日

熊本県公告第556号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
宇土P i aショッピングセンター
宇土市北段原町73番地
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
協同組合宇土市ショッピングセンター	宇土P i aショッピングセンター

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社宇土八日堂 代表取締役 井上 宰 宇土市北段原町73番地	同 左
有限会社ヤマダ写真館 代表取締役 山田 弘敏 宇土市本町5-71	有限会社成和 代表取締役 山田 弘敏 宇土市北段原町73番地
株式会社ダイワ電化センター 代表取締役 園田 豊 宇土市北段原町73	株式会社ダイワ電化センター 代表取締役 園田 裕充 宇土市栄町55-1
有限会社魚光 代表取締役 熊井 光春 宇土市北段原町73	退 店
有限会社福永薬局 代表取締役 福永 恭子 宇土市本町6-69	退 店
有限会社エムズ 代表取締役 松見 真一 山鹿市鹿本町来民1608-1	退 店
杉本 輝昭 熊本市新生1-22-17	退 店
昭産商事株式会社 代表取締役 森田 将恵 北九州市門司区黄金町6-7	退 店
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホー ルディングス合同会社 職務執行者 ステ ィーブン・ヘイズ・デイカス 東京都北区赤羽二丁目1番1号	退 店
有限会社食彩 代表取締役 上田 豊秋 宇土市本町1-46	退 店
株式会社リンク 代表取締役 尾方 信也 宮崎県宮崎市柳丸町4-2	退 店

出 店	ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
-----	--

- 3 届出年月日
平成26年10月8日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
平成26年10月28日から平成27年2月28日まで

熊本県公告第557号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により実施した第43回採石業務管理者試験の合格者は、次のとおりである。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号

- 3、5、6、8、13、14、15、16、27、28、33

熊本県公告第558号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字六郎2369番4の一部
383.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宮崎県小林市真方4193番地5
五輪 リツ子

熊本県公告第559号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字赤松1667番3及び同1667番9
499.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区東町三丁目1番14-52号
江上 悟

熊本県公告第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営植木東部地区土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営植木東部地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年10月29日から平成26年11月27日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第561号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本

県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
高規格救急車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者の相手方を決定した日
平成26年9月25日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
熊本トヨタ自動車株式会社
熊本県熊本市南区日吉2丁目10番1号
- 5 落札金額に係る契約金額
26,708,400円(うち消費税及び地方消費税の額1,978,400円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年8月15日

熊本県公告第562号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
消防ポンプ自動車(CD-I型) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者の相手方を決定した日
平成26年9月25日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
熊本いちほら工業株式会社
熊本県熊本市中央区上水前寺1丁目10番5号
- 5 落札金額に係る契約金額
30,672,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,272,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年8月15日

熊本県公告第563号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成26年10月28日から同年11月10日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
河津 修二	阿蘇市役犬原	阿蘇市役犬原字中野1761番他4筆
藤田 保生	阿蘇郡西原村鳥子	阿蘇郡西原村大字鳥子字下六反田2842番1他2筆
西田 義和	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字七代435番1他5筆

- 2 申請年月日
平成26年10月15日

熊本県公告第564号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 男性警察官用冬帽子 268個
 男性警察官用合帽子 240個
 男性警察官用夏帽子 251個
 女性警察官用冬帽子 24個
 女性警察官用合帽子 29個
 女性警察官用夏帽子 31個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県出納局管理調達課調達班
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
 平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
 ミドリ安全熊本株式会社
 熊本市中央区上水前寺二丁目5-7
- 5 落札金額
 4,113,720円（うち消費税及び地方消費税の額304,720円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
 平成26年7月8日

熊本県公告第565号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 男性警察官用冬活動帽子 231個
 男性警察官用合活動帽子 240個
 男性警察官用夏活動帽子 263個
 女性警察官用冬活動帽子 24個
 女性警察官用合活動帽子 29個
 女性警察官用夏活動帽子 35個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県出納局管理調達課調達班
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
 平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
 ミドリ安全熊本株式会社
 熊本市中央区上水前寺二丁目5-7
- 5 落札金額
 2,509,380円（うち消費税及び地方消費税の額185,880円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
 平成26年7月8日

熊本県公告第566号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - 男性警察官用冬服上衣 302着
 - 男性警察官用冬服ズボン 614本
 - 女性警察官用冬服上衣（ファスナー貫通型） 47着
 - 女性警察官用冬服スカート 38本
 - 女性警察官用冬服ベスト 22着
 - 女性警察官用冬服ズボン 60本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社タケモト
熊本市東区御領二丁目14-18
- 5 落札金額
14,199,732円（うち消費税及び地方消費税の額1,051,832円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第567号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - 男性警察官用合服上衣 265着
 - 男性警察官用合服ズボン 675本
 - 女性警察官用合服上衣（ファスナー貫通型） 45着
 - 女性警察官用合服スカート 40本
 - 女性警察官用合服ベスト 32着
 - 女性警察官用合服ズボン 67本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本被服株式会社
熊本市中央区大江四丁目10-33
- 5 落札金額
13,791,546円（うち消費税及び地方消費税の額1,021,596円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第568号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 - 男性警察官用夏服上衣（長袖） 509着
 - 男性警察官用夏服上衣（半袖） 684着
 - 女性警察官用夏服上衣（長袖） 94着
 - 女性警察官用夏服上衣（半袖） 75着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 熊本県出納局管理調達課調達班
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
 - 4 落札者の氏名及び住所
株式会社県民百貨店
熊本市中央区桜町3-22
 - 5 落札金額
10,194,714円（うち消費税及び地方消費税の額755,164円）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第569号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量

男性警察官用夏服ズボン	672本
女性警察官用夏服スカート	41本
女性警察官用夏服ベスト	27本
女性警察官用夏服ズボン	73本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
光多制服株式会社
熊本市中央区大江三丁目11-6
- 5 落札金額
6,599,448円（うち消費税及び地方消費税の額488,848円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第570号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量

男性警察官用制服用ワイシャツ	1,546着
女性警察官用制服用ワイシャツ	162着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
田中商事株式会社
合志市御代志1439-2
- 5 落札金額
10,970,856円（うち消費税及び地方消費税の額812,656円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第571号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
男性警察官用冬活動服 191着
女性警察官用冬活動服 22着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
音伍繊維工業株式会社 熊本支店
熊本市中央区坪井三丁目1-23
- 5 落札金額
4,129,596円（うち消費税及び地方消費税の額305,896円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第572号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
男性警察官用合活動服 191着
女性警察官用合活動服 26着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社鶴屋百貨店
熊本市中央区手取本町6-1
- 5 落札金額
4,120,956円（うち消費税及び地方消費税の額305,256円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第573号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
男性警察官用防寒服Ⅱ種 217着
女性警察官用防寒服Ⅱ種 22着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
田中商事株式会社
合志市御代志1439-2
- 5 落札金額
3,975,048円（うち消費税及び地方消費税の額294,448円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第574号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
男性警察官用雨衣I種上衣 265着
男性警察官用雨衣I種ズボン 265着
女性警察官用雨衣I種上衣 23着
女性警察官用雨衣I種ズボン 22着
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
田中商事株式会社
合志市御代志1439-2
- 5 落札金額
5,022,907円（うち消費税及び地方消費税の額372,067円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第575号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
男性警察官用冬ネクタイ 760本
男性警察官用合ネクタイ 813本
女性警察官用冬ネクタイ 60本
女性警察官用合ネクタイ 71本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
音伍繊維工業株式会社 熊本支店
熊本市中央区坪井三丁目1-23
- 5 落札金額
1,840,320円（うち消費税及び地方消費税の額136,320円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第576号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
出動服 244着
略帽 393個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本被服株式会社
熊本市中央区大江四丁目10-33
- 5 落札金額
2,826,090円（うち消費税及び地方消費税の額209,340円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第577号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
捜査員現場作業着冬服上衣 309着
捜査員現場作業服冬服ズボン 319本
捜査員現場作業服冬服帽子 264個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本被服株式会社
熊本市中央区大江四丁目10-33
- 5 落札金額
5,548,446円（うち消費税及び地方消費税の額410,996円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第578号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年10月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
捜査員現場作業着合服上衣 326着
捜査員現場作業服合服ズボン 340本
捜査員現場作業服合服帽子 288個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 熊本県出納局管理調達課調達班
 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
 - 4 落札者の氏名及び住所
音伍繊維工業株式会社 熊本支店
熊本中央区坪井三丁目1-23
 - 5 落札金額
5,918,724円（うち消費税及び地方消費税の額438,424円）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第579号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
 捜査員現場作業防寒服 247着
 捜査員現場作業防寒ズボン 206本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 熊本県出納局管理調達課調達班
 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本被服株式会社
熊本中央区大江四丁目10-33
- 5 落札金額
6,958,062円（うち消費税及び地方消費税の額515,412円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊本県公告第580号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
 平成26年10月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
坂本 正信	玉名市小浜	玉名市滑石字久々牟田147番他2筆
下川 満治	玉名市津留	玉名市下字中津留618番1他1筆
亀丸 弘一	玉名市天水町竹崎	玉名市天水町竹崎字笑手4番
澤村 哲志	玉名市石貫	玉名市玉名字道ノ下1127番

- 2 認可年月日
平成26年10月21日

登載依頼

熊本県子ども・子育て会議公告第4号

熊本県子ども・子育て会議の会議を次のとおり開催する。
 平成26年10月28日

熊本県子ども・子育て会議

- 1 開催日時
平成26年11月4日（火）
午後2時00分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館5階「審議会室」
- 3 議題
(1) 熊本県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県子ども・子育て会議事務局（熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課次世代育成支援班）
（電話096—333—2225（ダイヤルイン））

熊情管公告第1435号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年10月28日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察統合OAシステム用サーバ及び関連機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部情報管理課
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月29日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
熊本市中央区水道町8番6号
- 5 落札金額（月額）
756,000円（うち消費税額及び地方消費税の額56,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月8日

熊情管公告第1436号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年10月28日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部情報管理課
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年8月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社JEC C営業本部
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額（月額）
881,712円（うち消費税額及び地方消費税の額65,312円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月1日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第4号

平成26年度第4回熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成26年10月28日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 高木 一孝

- 開催日時
平成26年11月18日（火）
午後7時から午後9時まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館 2階201会議室
- 議題
平成26年10月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 会議中、公開にならない事項を審議する必要がある場合は、会議を途中で非公開とする場合がある。
- 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話096-333-2240）

熊研公告第119号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年10月20日

熊本県警察本部長 田中 勝也

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
X線マイクロアナライザ装置の保守を含む賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部科学捜査研究所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
- 落札者を決定した日
平成26年8月28日
- 落札者の名称及び所在地
日立キャピタル株式会社九州法人支店
福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
- 落札金額（月額）
603,720円（うち消費税額及び地方消費税の額44,720円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年7月15日